

奈良県告示第一百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
オダ薬局	大和高田市北本町七一三五	平成二十三年三月三十一日
森田歯科医院	磯城郡田原本町千代六九六	平成二十三年四月二十五日
おさだ歯科医院	北葛城郡王寺町本町四一一一七	平成二十三年五月三十日
スマイル薬局星和台店	北葛城郡河合町星和台二一一一	平成二十三年四月三十一日
近藤クリニツク真美ヶ丘腎センター	北葛城郡広陵町馬見北六一一一	平成二十三年五月二十九日
しげ薬局	北葛城郡広陵町馬見北六一一一	平成二十三年五月二十九日
生駒郡斑鳩町龍田西八一五九	北葛城郡広陵町馬見北六一一一	平成二十三年五月二十九日
日 平成二十三年五月三十一	日 平成二十三年五月二十九	日 平成二十三年五月二十九